

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成25年6月20日(木)午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第3・4裁判員選任手続室(法廷棟2階)

### 3 出席者

司会者 堀内 満(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 天野登喜治(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 齋藤 千恵(名古屋地方裁判所判事)

検察官 猪股 正貴(名古屋地方検察庁公判部)

弁護士 説田 正幸(愛知県弁護士会)

裁判員経験者 2番, 3番, 4番, 5番, 6番 5人

### 4 議事内容

(司会) まず最初に私の方から皆さん方の関与した事件の概要を紹介させていただきます。その上で、一人ずつ全体の感想を述べていただき、その後で、お配りした質問事項に沿って意見交換をしていただきたいと思います。まずは2番さんの事件ですが、フランス人の被告人が名前の分からない人物と共謀してベルギーから中部国際空港経由で覚せい剤3.2キログラムの覚せい剤を密輸入しようとした覚せい剤取締法違反、関税法違反のようです。フランス語による通訳がついた事件で、争点は、営利の目的を争ったというもので、判決では営利の目的が認められて懲役8年、罰金350万円の刑となりました。この事件は選任手続を入れて11日間を要したようです。2番さん、一般的な感想をお願いします。

(2番) 何も分からず来たのですが、最初に、争点はこれですよ、と決められてい

たのが意外でした。裁判の最初から話があるかと思っていたのが、争点が営利目的かどうかだけで始まったので、ある程度話が進んでいて途中から入ったのかな、という違和感がありました。でも、それはそれで難しいというか、法律用語が出てきて、冒頭陳述などは聴いていても、まるっきり見当がつかなかったです。他にもいろいろあるのですが、最初に思ったのはそれくらいです。

(司会) では3番さんの事件ですが、被告人が現金を奪うことと性欲を満たすために強盗強姦などの性犯罪や、住居侵入・窃盗など合計14件の事件を行ったというものです。事実関係に争いはなく、刑の重さだけが問題となりました。判決では、刑は、1件については懲役7年、残り13件については懲役30年というやや特殊な事件となりました。この事件は選任手続を入れて8日間を要したというものです。3番さん、お願いします。

(3番) どちらかと言うと、量刑を決めるというだけの判断で、被告人は大筋は認めていたので、割と楽でした。殺人事件のようなグロテスクな写真はなく裁判としてはスムーズに進んだと思います。感想としては、被告人は若い人だったのですが、そういった性犯罪を犯すようなタイプに見えなかったので意外でした。

(司会) 続いて4番さんの事件です。やはり性犯罪ですが、被告人が女性の下着を盗むために住居に侵入して、その家に住む女性を強姦するといった合計5件の強盗強姦を行ったというもので、強盗の故意がいつ生じたのかという争点があって、強盗強姦という一つの罪になるのか、それとも強姦罪と強盗罪の2罪になるのかということで争われたようです。判決は強盗強姦ということで懲役23年の刑となりました。この事件は選任手続を入れて8日間の日程というものです。4番さん、お願いします。

(4番) 私も分からないまま裁判所へ来て、強盗強姦とか日常では遭遇しないであろう事件だったのでごく戸惑いがありました。最初のうちは、検察官が読

み上げていても頭の中で描こうとするとグロテスクになってしまうけど、調書は読み続けられるから、目で文章を追っていくしかありませんでした。裁判所にいる間は集中しているしかなかったし、家に帰ってからもずっと考えて、頭から離れませんでした。判決前の二日間は土日を挟んで考えが離れませんでした。今でも時々思い返します。

(司会) 確かに、内容を読ませていただきますと、ちょっと特殊な事件でしたね。

次に5番さん、私の部の事件でしたが、自転車で通行中の女性の自転車を倒してその女性にわいせつな行為をして7日間の怪我を負わせたと言われた強制わいせつ致傷事件。これも事実関係には争いがなくて、刑の重さだけが問題となったもので、判決は懲役3年執行猶予5年というものです。この事件は選任手続を入れて4日間を要したというものです。5番さん、お願いします。

(5番) 執行猶予を付けるのか付けないのかで始まったと思います。裁判員裁判をやってみて、どういうところに重点を置くかということは、一般の人と裁判官とで分かれたと思いますけど、そのことが勉強になったと思います。写真を見た限りでは軽かったという感じがして、グサリと突き刺さるものではなかったのですが、これが殺人とかだと、どうだろうと思いました。判決前日は悩みました。執行猶予を付けるのか被害者の気持ちを考えて実刑にするのか、自分の心の中では揺れました。全体的感想としてはやって良かったという感想です。

(司会) ありがとうございます。続きまして6番さんですが、3人の女性に対してそれぞれわいせつな行為をして、そのうち一人に対しては全治1週間の怪我を負わせた上に、現金を奪ったという住居侵入、強制わいせつ、強制わいせつ致傷、強盗という事件でした。事実には争いはなく、刑の重さだけが問題となり、刑は懲役10年で、選任手続を入れて5日間の日程で行われたというもののようです。6番さん、お願いします。

(6番) 実際にやってみた感想としては、性犯罪ということで、検察官が被害の実

情を述べている途中は、衝撃的な写真が出てきているわけではないですけど、やはり聴いているだけでも心に来るものがあり、一生忘れないだろうと思いました。あらかじめ、やる前から審理期間が4日間と分かっていて、短い期間だと思っていたのですが、実際に終わってみるととても長く感じました。

(司会) ありがとうございます。一人一言ずつお話しいただきました。今日は期せずして性犯罪事件が多く、覚せい剤事件がお一方だけという状況になっております。まず最初のテーマとしてお尋ねしたいのは、法廷で配られた資料について、それが読みやすいものだったかどうか、そして書かれている内容が「その場で」理解できたか、という点です。法廷で配られた資料はいくつかあったかと思います。書面の上の方に、「冒頭陳述メモ」、「論告メモ」、「弁論メモ」などと書かれている類いの書面のことです。もうお忘れかもしれませんが、ちょっと思い出していただいて、読みやすかったかどうか、そしてその場で理解できたかどうか、その辺りをお聴かせいただければと思います。それでは2番さんからお願いします。

(2番) 流れとしては何となく分かったものの、細かいことは裁判官がメモを取っているのを見て、やっぱりメモを取らなくてはいけないのかと思って途中からメモを取ったのですが、とても追いつかなくて、途切れ途切れになってしまい、後で自分で見ても分からなかったです。最初に、メモを取って参考にするんですよ、という教育とか予備知識とか全然なかったものですから。裁判に入ったときに僕らが何をすればいいのか初期教育がないものですから、後で後悔するようなことがありました。後々、他の裁判員の人と仲良くなって、「あのときどう言いました？」などと情報交換するようになりましたが、最初は、全部メモを取って自分のものにしなければならないのか、すごいことだな、とびっくりしました。それから検察官も結構早口でしゃべるし、紙に書かれていることと書かれていないことを行ったり来たりするものですから、何となく追っかけているだけで、かなり分からなかったです。最初の

1日はボーッとしてましたので、正直言って最初の1日は何も分からなかったような気がします。何か予備知識があれば、そのように考えて冒頭陳述を聴いたと思うのですが、突然始まった気がしてかなり戸惑いました。

(司会)これから何が始まるというアナウンスはなかったのでしょうか。最初に法廷に入って検察官が何か語る前に、例えば、検察官が証拠によって証明したいと考えている事実は次のとおりである、というような前触れはなかったのでしょうか。

(2番)何か突然始まったという気がして、裁判官が、「では、検察官」と指名して話が始められました。全部理解する必要はないのかも知れませんが、事件の大まかな流れは分かったものの、僕らに分かりやすい説明はなかったような気がします。

(3番)僕の事件は、事件がかなり多かったものですから、全体の時系列が書かれた冒頭陳述メモ1枚と、それとは別に個別事件に関する冒頭陳述メモが付いていました。けっこう見やすく、ほとんど箇条書きのように書かれていたのですぐに理解できました。特に時系列の冒頭陳述メモは、混乱したときや見直しをするときに結構役に立ったと思います。

(司会) 弁護人作成の冒頭陳述メモはどうでしたか。

(3番)こちらの方は、割と具体的なことが書いてはあるのですが、文章が箇条書きではなくちょっと長めであったということと、無理のある内容だったのでちょっと読みづらい面がありました。でも理解できないものではなかったです。こういうふうに弁護しようとしているな、こういうふうに話を持って行きたいのだな、という意図は酌み取れました。

(4番)読みづらいかどうかと言われれば、読めるし、時系列で書かれているので分かりやすいのですが、2番の方がおっしゃったように、これをどう自分の中で生かしていけば良いか最初のうちは分からないんですね。段々日にちがたってこれば、こういうふうに使えば自分なりに使えるんだというのが分か

ってくるのですが，最初にパッと渡されて読まれても，それを自分のものにするのに時間が掛かるので，自分なりに読む時間があったらなと思いました。

(5番) 読みやすいかと言われれば読みやすい方だったと思います。検察官の話は，理解はできるのですがちょっと早かったかなあと感じました。早口でしゃべられると，分かる人は分かるのですが，分かりにくい人もいると思うので，もうひと呼吸置いて話したほうが良いかなあとと思います。

(司会) 6番の方をお願いします。

(6番) 検察官の冒頭陳述メモと論告メモは，カラーで色分けがしてあって非常に分かりやすかったのが一番印象に残っています。後で見返したときも分かりやすいなあとと思いました。一方，弁護側の冒頭陳述と弁論の資料は，検察官のものに比べると文章がずらずらと書いてあって，分かりにくいと思いました。特に冒頭陳述は，初日で事件の内容が理解できていないときだったので，検察官のようにグラフみたいなものを使った方が良かったかなと思いました。

(司会) ありがとうございます。今の論点で何かありますか。

(猪股検察官) 2番さんがおっしゃった点に関してですが，我々書面を作るに当たって非常に悩むのですが，検察官が言うことを書面に全部書くかどうかという問題があります。全部書くとすごくたくさんになるのですが，裁判員の方にとっては字を追っていけば情報が入ってくるので，全部書いてあった方が良いのかなと思うところもあります。検察官がしゃべる内容は全部書いてあった方が分かりやすいのか，それとも重要な部分だけを書いてあった方が分かりやすいのか常々悩むところですので，もし御意見等ございましたら教えていただけませんかでしょうか。

(司会) どなたでも結構です。今の点どうでしょうか。

(6番) 特に冒頭陳述は，事件の内容が理解できていないので，しゃべることを全部書くよりも，分かりやすく適宜口頭で説明を入れながらした方が良いと思います。

(2番) 僕の場合は、被告人がいつ飛行機に乗ってどう乗り継いでというくだりが大変長くて、後で考えるとそれと事件と関係があったのかなあという部分の説明がかなり詳しくありました。外国人ということで難しかったのかも知れませんが、何人かの登場人物のつながりが分からなくて、あとで裁判員同士で推理したりした面もあったので、人間関係とか、その辺がもっと詳しく知りたかったです。いつ飛行機に乗っていつ日本に着いたというのはあまり関係がないのではないかという気がしました。それに加えて時差があったり、知らない外国の地名が出てきたり、便名なども出てきて、それを理解しなければいけないのかと思い、余計にこんがらがってしまったので、もうちょっと整理した話が欲しかったかなという気がします。

(司会) 今検察官が問うたのは、要するに、書面にはエッセンスだけ書いておいて、あとは口頭で補うというパターンと、しゃべることを全部書き込むパターンと、2パターン考えられるけれども、どちらが良いのかという、極論を言うところなんですけど、最初の、骨子だけ書いてあって、口頭で補うパターンをAパターンとしましょう。Bパターンは検察官がしゃべりたいことが全部書いてある書面としましょう。皆さん方が実際裁判でそういう書面が出てきたときにどっちを好ましいと思うかということについてアンケートを取りたいんですけど、手を挙げていただけますか。

全員がAパターンという答えですけど、よろしいですか。

(猪股検察官) 6番さんのときに使われた書面は、どちらかというとBパターンだと思えるところがあって、かなり書き込んであって情報量が多いんだろうと思うんですね。

(説田弁護士) 弁護士としては、検察官の情報量は最近やや多くなっているのではないかと考えています。これほどの量を皆さん方にペーパーとして配布して、後でメモの代わりになるとは思いますが、骨子といえども、メモとしては提供する情報量が多いのではないかと考えています。そこで、皆さん方、メ

モとして検察官のものが適量であったか、御意見を伺いたいんですけれども。  
(司会) メモで書かれた情報量が、皆さん方にとって、多かったか、適量だったか、物足りなかったかという質問です。どなたでも、自分の担当の事件で結構です。いかがですか。

(3番) 僕の事件では適量だったと思います。事件がいくつもあるんですけど、似たような強盗強姦の事件が並んでいるので、簡単に書いてしまうと全ての事件が同じになってしまうところもあったので。それぞれの事件について多少は詳しく書いてあり情報量はあるんですけど、それで違いが分かるという点で適量だと思います。

(司会) 2番さんはちょっと多かったという認識ですかね。

(2番) 多かったかというか、これ以外に、たくさんしゃべってらっしゃるので、メモを見てると、あれ、何をしゃべってるんだろう、というものが多かった気がするんです。追いかけても追いかけても、あれ、書いてないことをしゃべってるなというのがありました。とにかく慣れてないもんですから、スタートのときはボーッとしてまして、突然始まったという感じで、文面を一生懸命追いかけてたんですけども、例えば、ホテルに問い合わせがあったという話でも、文面では、何時何分誰がというような事実が三つも四つも省かれているんですよ。でも、そういう話も出てくるものですから、これはどこに書いてあるのかなということがあったりしました。僕らはメモしかないので、それを追いかけてるんですけど、それ以外をしゃべられると、迷うこともありました。エッセンスとしてしゃべることも必要なんでしょうけど。僕はどちらに当たるのか難しいんですが。

(説田弁護士) 6番さんがおっしゃった事件では弁護士がメモを配らなかったということだと思んですが、一応弁護士会としては、試行錯誤しましたけれども、事前にメモを配ろうというスタンスで考えています。これについて、事前にメモがあった方が理解しやすいのか、あるいは2番さんがおっしゃるよ

うに、とりあえずメモがなくて、とりあえず話だけ聴いて、メモは後でもいいということなのか、伺いたいと思います。メモを事前配布の方が好ましいか、あるいは後でもらう方が好ましいか、裁判員の皆さんの御意見を、アンケートで結構ですので、いただきたいです。

(司会) 今の質問ですが、まず話だけ聴いて後でメモが出てくるというパターンと、いきなりメモが出てきてメモを見ながら話を聴くというパターンに分けられると思います。最初のパターンをAパターン、つまりメモが出て来ずに、後で、話が終わってから出てくるパターン。Bパターンとしてはメモと話が一緒、つまりメモが出てきて、メモを見ながら話を聴くというパターン。どっちが皆さんにとって聴きやすいか、理解しやすいかという質問です。まずAパターンが良いという方は挙手願います。3番さん、5番さん。Bパターンが良いという方は挙手願います。2番さん、6番さん。4番さんはどっちでも変わらないかという感じですかね。

(4番) 2番さんが言われたように、まずスタートのときに、私たちは全く裁判というもの自体を経験したことがなくて、選ばれたから来ましたという状態だったので、そこで、さあ始まりましたとなったときに、どうやっていくのだろうということばかりでした。確かにDVDとかを通じて説明の機会はあるんですけど、その前に希望者だけでもよいんですが、勉強会みたいに、裁判というのはこういうふうに始まって、検察官の方が最初に読まれます、それはこういう手続です、というのが分かっていたら、こういうメモも生きてくると思うんですよね。全くそういうのがない状態で、ポンと座って、さあこれが出てきました、そして読まれます、そういう方法では、追っていくので精一杯ということになります。

(司会) 分かりました。では、二つ目の問題ですが、事件の被害者や目撃者が法廷でいろいろ語るのではなくて、そのような方が警察官や検察官の前で話した内容を聴き取ったペーパーを読み上げたというケースがあったと思います。

検察官が読み上げるのを聴くだけなんですけど、こういうことについてどういう感想を抱かれたかという質問です。いわゆる調書といわれるものを読み上げるパターンのものが、多分、皆さんの事件であったと思うんですが、それをどう受け止めたか。すんなり耳に入ってきたとか、どうして本人が来ないのかと思われたとか、いろいろな感想があると思うのですが、一人ずつ、2番さんからお願いします。

(2番) 僕の事案では証人が何人か来ていましたので、ただ聴いただけの調書はなかったような気がします。

(3番) 被害者の方もかなり人数が多かったので、供述調書の朗読というのはかなりの時間、裁判の半分以上を取っていたというイメージがあります。被害者の方がほとんど女性だったので、検察官も女性の方がされて、それなりの感情の入った供述調書だったように思いました。

(4番) 事件が5件ありましたが、犯人は一人ですので、やり方は大体似てるものですから、同じ事を何回も聴いたような記憶と、5件あるとそれなりに時間を取られたという印象があります。

(司会) 被害者の調書を読み上げたと思うんですけど、それを聴いてどうでしたか。

(4番) そうというのは、女性としてすごく痛みが分かるというか、性犯罪の事件ですので、女性として許せないなという感情にどうしてもなってしまう。

(5番) 僕の事件も性犯罪だったんですけど、難しいところですよ。女性の方からしてみれば、もう犯人の顔を見たくないというのもあるし。僕らの事件は、被害者の方は出て来られなかったんですけど。僕らとしては証言台に立ってくれた方が良いのかなというのもありました。でも、その辺も男性と女性では見方が違いますから。検察官の方が読み上げるという方法も、良いのか悪いのかは半々というところですね。一番良いのは、僕としては被害者の方が、嫌だと思うんですけど、出てきてくれた方が良いのかなというのはありました。

( 6 番 ) やはり僕も性犯罪についての裁判だったので、当然法廷ではしゃべりたくないでしょうし、しゃべるといことはまた被害を思い出すということにもなると思うので、検察官が供述調書を朗読するというのは当然の措置だと思います。

( 齋藤裁判官 ) 5 番さんは可能であれば御本人が出てきていただいて話をしてもらった方がよいというお話だったんですけども、本人が出てくるとどの辺が違うというか、本人に出てきてほしい理由が何かあるのであればお聴きしたいなと思うのですが。他の皆さんでも、やっぱり本人に出てきてほしいなというのがあれば。まず 5 番さん、お願いします。

( 5 番 ) やっぱり具体的な話を本人から聴くと、その後の判決にも関わってくると思うので。本人はやっぱり嫌だと思うんですけど。検察官から聴く話と本人から聴く話というのは、違うところもあるのかなというのはありますね。

( 3 番 ) 被害者のお母さんが実際に供述されたんですけど、被害者側の方が語られると、心に残るものがあるって、ちょっと違うなというふうには感じました。

( 2 番 ) 本人の言葉というのは感情がこもるだろうし、その人の本当の気持ちが分かると思います。証人というのは本人が出てきてしゃべるといのが一番重いものだと思いますし、僕らとしても現場で接すれば一番よく分かることじゃないかと思しますので、やっぱり本人の言葉っていうのは大事かなと思います。ただし、僕の事件では被告人がフランス人で、すべて通訳を通じてだったものですから、僕ら裁判員からしてみると、あの人、本当にどう思ってるんだろうと。感情が全く分からないんですね。通訳を通じて、質問すればその答えは来るんですが、感情のない言葉なものですから。仮に「すみません。」と言ったとしても、どの程度感情がこもった言葉かということは僕らには伝わらないわけですね。

( 司会 ) 次に、進行の話として、裁判員として選ばれる日と実際の裁判の日との間を空けてほしいという意見があります。日程調整したいとか、仕事の段取り

を付けたいということで意見を伺っているのですが、それとは別の論点として、仮に裁判が何日か続くとき、例えば、週をまたぐようなとき、審理が3週間に及ぶようなとき、連日で進めた方が良いのか、それとも間に休みを入れたほうが良いのか、という点につきまして裁判員をされた経験からしてどうか、という点をお尋ねしたいのですが。

(2番) 私は自営で、かなり時間が自由になるものですから、個人的には、何ともなかったです。他のサラリーマンの気持ちは分かりませんが、上司とか、上との関係とかいろいろ問題あるんでしょうけど、僕については全く関係ありませんでした。

(司会) 月曜日から金曜日まで続けてやって大丈夫ということですかね。

(2番) はい。

(3番) 僕も続けてやってもらった方が、事件が分かりやすく良いです。

(司会) 例えば、間に1日あると、自分の中で、いろいろ、気持ちの整理なり知識の整理なりができて次の日に臨めるのかな、という思いがあって、心理的負担とかも考えると、連日でやるよりは良いのかな、という思いもちょっとあるので、こういう質問をしています。

(4番) 私の場合は、ちょうど週の間の水曜日に休みが入ったんですね。それだと、二日行って休みがあって、二日行って休みがあってというふうになったんですけど、最後の判決の前に土日挟んだもんですから、その二日間というのは、ちょっとつらかったです。どっちみち考えるんですけど1日考えて次の日行くのか、土日二日間ずっと考えて行くのかといたら、判決の前はやっぱり続けてやってもらった方が良いのかなと。何曜日が休みです、というふうに決めると、それが判決の前とかになると、また休みが増えて延び延びになってしまうし。あと、サラリーマンとかで、お勤めしていたりする人には、日程を詰めて、休む日にちを少なくした方が良いのかなと思います。私の場合は、最初から期間を通じて休みをとるという選択しかありませんでした。

裁判員に選ばれなかったとしても、そのまま普通に休みをとるという選択しかなかったので、続けてもらった方が良いのかな、と思います。

(5番) さっき4番さんが言われたように、間を空けると、判決の場合なんかは、特に僕も悩んだんですけど、すごいストレス抱える人もいると思うんですよ。なので、空けるよりはそのままやった方が良いと思います。人それぞれあると思いますが、僕はそう思います。

(6番) あらかじめ、裁判が長くなるというのであれば、やはり間に休みとかを入れた方が良いと思うんですけど、最初からだいたい5日間で終わるとして月曜日から金曜日で終わりというんだったら、そのまま連続でやって、早く終わった方が良いと思います。裁判が短い場合は、休みはなしにした方が良いと思います。

(齋藤裁判官) 同じ5日間であっても、月曜から金曜というパターンもあるでしょうし、木金をやって、あるいは、水木金をやって、土日挟んで月火とか、間に休みを入れた形での5日間もあるかと思いますが、短期でまとめて月から金の方が良いですか。

(6番) やっぱ、その裁判の対象となっている事件の中身によっても違うと思うんで、一概に、休みを入れた方が良いとか休みはない方が良いとか、言えないと思います。

(司会) 刑を決めるに当たったの場面ですが、有罪か無罪かを判断して、そして有罪であることを踏まえて刑を決めるわけですが、それに先立って、裁判官から、刑を決めるに当たったの考え方について説明があったと思います。その説明が理解できたかどうか、そしてその説明が、自分が刑を決めるに当たって役に立ったかどうか、その辺りをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

(2番) 判例というものを示されました。同じようなケースのものでは、こういう量刑でした、と。懲役にしても罰金にしても、そういうものがないと、何も

とっかかりがないものですから、同じようなケースのものをよりどころにして、判例を示されて初めて分かるというか。評議で、誰かがとんでもない量刑を言ったときでも、多数決の票があるものですから、判例の幅の中でしか許されないのかなと思いました。でも、判例がなければ全くとっかかりがないし、懲役1年だと言われればそうだと思うし、10年だと言われればそうだと思うし。刑を決めるのは僕らの仕事ではないとっていて、全く勉強しているわけではありませんから。そうすると、今までの資料、判例しかない。極論すれば、僕らの意見はなくて、過去の判例の狭い範囲の中で皆で議論したという感じです。納得したかどうかと言われると難しいですけど、僕が裁判員としてやった仕事というのは、何でもなかったと思います。

(司会) 判例以外に、裁判官から何か説明があったかどうかということなんですが、刑を決めるに当たっての基本的な考え方の説明があったのではないかと思うのですが、覚えておられますか。

(3番) 分かりやすかったと思います。それに基づいて刑を決めたつもりでいます。

(4番) 裁判官からいろいろレクチャーがありました。これは刑を重くする方に置くのか、軽くする方なのか、どちらともいえないのか、と。それがどれだけあるのかによって、検察官の求刑と弁護人の意見の間に納まる感じで、漠然と刑を決めるのではなかったもので、分かりやすかったと思います。

(5番) 4番さんと同じで、過去の事例のデータをグラフを見て、これは刑が重いのかな、という感じで皆で決めて、分かりやすかったと思います。

(6番) 裁判官から、検察官の求刑を超えた判決でもよいとか、過去の判例、同じような事件の量刑からあまりにも逸脱したら公平を保てないということをレクチャーをしていただいたのは覚えているので、刑を決めるのに参考になりました。また、過去の判例を踏まえた上で、でも同じような事件とは限らないので、あまり過去の判例にとらわれるのもいけないともレクチャーされたので、とても参考になりました。

- (司会) 過去の裁判例がグラフや数字で出たり、2番さんはそれを示されたことに窮屈な印象を受けたようですが、自分で刑を決めるに当たって、それがどの程度参考になったかという点ではいかがでしょうか。
- (2番) 記憶が何となくごちゃごちゃしていますが、一人ずつ意見を言ったんですが、結果的には、特にその人を特に重くするとか軽くするという意見もなく、過去の判例に沿ったような意見で、判例というものに集約されるのかな、狭いものだなと思いました。でも、結果的には判例に沿ったもので、僕自身も納得していますし、皆が納得して落ち着きました。
- (3番) 90パーセント以上、示された量刑で決めちゃったというところがあります。
- (4番) やはり、全然分からないから、そういうものを参考にするしかないのので、役に立ったと思います。
- (5番) どのぐらいの刑が良いのかというのが最初に思うところなので、量刑のグラフを見て、自分たちが担当する事件と釣り合わせるのが大事ですから、役に立ったと思います。
- (6番) 役に立った半面、過去の例を細かく見て行くと、被害者の人数が違ったり、前科があったりなかったり、細かいところが違うので、今回担当した事件とは切り離して考えていかなければならないとも思ったので、半分参考になったというぐらいでしょうか。
- (司会) 量刑のグラフを、裁判が始まって最初に示された上で、この罪名だとこういう刑になるんだというのを頭に入れて被告人の話を聞いた方が良いのか、そうでないのか、グラフを見るタイミングについてはいかがでしょうか。
- (6番) 最初にグラフを見てからだと、それにとらわれがちになってしまうのではないのでしょうか。大体こういう量刑だと思いながら裁判が進行してしまうので、量刑を見るのは後の方が良いと思います。
- (司会) もちろん、有罪であることを認めた上で、量刑だけが問題だという事件の

場合ですので，誤解のないようにしてください。

(2番) 僕の場合は，営利目的かどうかということが大きな争点だったものですから，営利目的があった場合はこうなる，ない場合はこうなる，というふうに2通り示されたことになるのかなと思うのですが，争点によっても量刑が変わるでしょうから，2通り見せられると，どうなんでしょうね。

(5番) 先に量刑を見せられてしまうと訳が分からなくなると思うので，最後に検察側，弁護側，被告人の話を聴いて，自分で整理して，実刑かな，執行猶予かなと考えた上で，量刑のグラフを見て，最後にこれに当てはまるなという感じで見せられた方が良くと思います。

(2番) 検察官が，この被告人は有罪です，営利目的があります，求刑は懲役何年です，罰金幾らですということを最初に言うことはないですよ。もし，検察官が最初の冒頭陳述でそこまで言うのであれば，最初に量刑のグラフを見るのは参考になると思います。

(齋藤裁判官) 刑をどうやって決めていくかということで，被告人の生立ちとか，被害者がどう思っているか等，どの辺りを見ていくと良いのかとか，こういうところを注意してくださいというような説明を受けた上で審理に入るといのはいかがでしょうか。

(3番) そういう説明はあっても良いと思います。一番大きな振り幅，例えば強盗強姦で死刑はないとか，そういった知識は裁判に入る前にあっても良いかなと思います。

(司会) 裁判のやり取りを聴くに当たって，こういうところに注意して聴けば良いんだなということを知っていると聴きやすいというか，最初にそういうポイントを教えてもらえればそこを中心に，効率的に聴くことができるのではないかなということなんですが，いかがでしょうか。

(4番) それはあった方が良いでしょう。裁判をやっていく上でも，証人の話を聴きながら，自分なりに，これはプラスポイントだなとか，これはマイナスポイント

トだなとか，こういうところを聴かなければいけないんだなと分かると思うので，あった方が良くと思います。

(6番) そういったお話が審理の前にあった方が良くないと，今思いました。情状酌量の面で，被告人が本当に反省しているかどうかについて，被告人の受け答えであるとか，どういうことがポイントになるのかがあらかじめ分かっていたら，自分が被告人に質問するときも質問しやすいと思いました。

(司会) 刑を決めるに当たって，例えば，他にこんな情報があったら決めやすかった，あるいは意見を言いやすかったということはありますか。

(2番) 量刑については無知だったものですから，判例ぐらいしか参考にならなかったかなと思います。外国ではこういう事件は死刑だよな，なんて話もあったのですが，参考になったのは，やはり日本での判例ですかね。

(3番) 今以上のものは必要ないと思います。過去の量刑のグラフも，事件の具体的な内容も，刑の分布図も詳しく見せていただいたので，必要十分というか，ちょっと十分すぎるかなと思いました。

(4番) 他に思い当たらないし，十分だと思います。

(5番) 僕も十分だと思います。検察官からは，こういう理由で何年求刑，弁護士からは，こういう理由で執行猶予というふうに話があるので，十分だと思います。

(6番) 被告人の情状酌量の面で，しょく罪寄付している点を踏まえて判断してくださいと弁護人が言われたのですが，しょく罪寄付というのが何なのかが分からなくて，裁判官から評議室で教えてもらえたので分かったのですが，しょく罪寄付とは何なのかということを弁護人が説明してくれないと分からないと思いました。

(司会) しょく罪寄付をしたことが，なぜ酌量の理由になるのかというのは分かりましたか。

(6番) それも含めて，評議室で裁判官から教えてもらえてようやく分かったので

すが、法廷の中で説明してくれないと意味がないと思いました。

(司会) 弁護人や検察官が言っていることで、なぜそういうふうになるのかというのは分かりましたか。4番さんはいかがでしたか。

(4番) 5件のうち2件は示談が成立しているものがありますという弁護人の説明があったのですが、示談が、被害者が加害者を許すということなのか、それとも被害にあってお金が必要だから早く貰うものを貰って事件のことを忘れたいということで示談に応じられたのかがよく分からなくて、示談したことを刑を軽くする方に見てよいのかなと思いました。

(5番) お金の件なんです、量刑のグラフを見たときに、示談金を受け取っていない人の例も過去にあるわけで、例えば、示談金に50万円もいないから罪を重くしてくれという人もいると思うし、示談金を受け取っている人の中には、被告人の刑が軽くなってもよいと納得している人もいるのかなと思いました。

(説田弁護士) 弁護人は、被告人の刑を軽くするだけではなくて、有罪だとしても被告人に適切な刑罰が与えられるべきだという視点で弁護をしています。でも、最後の砦として被告人に有利になる事情を皆さんに伝えた上で判断していただくべきだと考えています。その点をきちんと伝えていくのが弁護人の仕事ですし、しょく罪寄付だとか示談だとかも、今までの裁判では、そういうことを言えば裁判官は分かってくれたわけですが、こうやって皆さん方が参加される裁判員裁判ではそれだけでは足りないことは分かっている、経済的な痛みを負った被告人とそうでない被告人の違いとか、被告人の家族も含めてそういう努力をしたことは評価されるべきではないかという説明をすべきだと思うのですが、その点が欠けているということは弁護士の力不足だと思いますし、忌憚のない御意見として受け止めたいと思います。弁護士会としては、そういう危機意識は持っていて、より改善していきたいと思っています。

(天野裁判官) 私が担当した事件の話ですが、しょく罪寄付の件で、弁護人が被告人のお父さんにしょく罪寄付をしたらどうですかという話をしたようです。でも、お父さんに法廷で証言をしてもらった際に、しょく罪寄付って何ですかと質問をされて、答えられなかったということがありました。しょく罪寄付がどういうものなのかについて、弁護人が証人にきちんと説明できていなかったのだと思います。

(司会) 皆さんが担当された事件のことではないので仮定の話になりますが、もしも証拠の中に遺体の写真などがある裁判に参加しなければならなくなったとしたら、裁判所、検察官、弁護士は、どういうところに気を遣えば良いでしょうか。

(2番) どうしても必要なら見なければならぬでしょうが、例えば運転免許証の更新に行くと、悲惨な交通事故の現場写真など見たりします。免疫を付けるという感じで、それと同じように、オリエンテーションで同じような写真を見せて少しずつ慣れさせるという手法も一つの方法かなと思います。

(3番) 裁判員になった時点で覚悟はしていたので、そういった写真が出てきても仕方がないとは思っていました。しかし、PTSDになる方もいるなど個人差もあるので、裁判員を辞退する項目として入れられると良いかなと思います。

(4番) どうしても見なければならぬのなら辞退の項目に入れるとか、その他にも、体にある傷を見ればよいということならその部分だけにするとか、顔にある傷を見なければならぬとしたら、目の部分だけは隠すだけでも違うのではないのでしょうか。パーツとして見ることになるので、被害者の顔を思い出すということもないと思います。

(5番) 殺人事件だと事前に分かっていたら、辞退する項目に入れてほしいと思います。後になって国を相手に慰謝料を請求するという事件もありましたから、事前に辞退できるようにした方が良いのかなと思います。

(6番) 2番さんの意見と同じように、負担の軽いものをオリエンテーションで見せるとか、4番さんの言うように写真の一部を隠すとか、どうしても見たくない人には見せないとか、裁判員の意見を聞いた上で判断したら良いと思います。

(猪股検察官) これと関連することですが、4番さんや6番さんの事件は、一般の人からすると聴くに堪えないような性犯罪の事件だと思います。写真ではなく言葉で耳に入ってくる事件だと、何か配慮してほしいということはありませんか。

(6番) 供述調書の中にある被害の実情等は聴くに堪えないものでしたが、判断するためにはそういった情報も必要だと思います。検察官があまり配慮して裁判員の頭に被害の実情が入って来ないと、妥当な判断ができないと思います。写真の場合はさすがに配慮する点があると思いますが、耳からの情報は致し方ないと思います。

(4番) 実際の強盗強姦の場面は想像ができなくて、供述調書で聴いて初めて分かって驚きました。必要なことだと思いますが、もし若い女性が裁判員としてこの事件の担当になったら、後々苦痛だろうなと思ったので、裁判員の年齢層も考えていただければと思いました。

(司会) 今までお尋ねしてきたこと以外に、この機会にこれだけは言っておきたいということはありませんか。

(3番) 僕の会社で裁判員に当たった人がもう一人いて、最初の選ばれ方で、公平に選ばれているのかな、選ばれた裁判員がきちんと年代別になっていたりすると作為的に選ばれているのかなと疑問に思っていました。当たった番号を言われるだけで、どういうふうに使われたのかが分からないので、検察官や弁護士が何人かを排除してから選ばれるので難しいとは思いますが、皆に見えるところでくじを引くなりして選ぶのはどうでしょうか。公平に選ばれていると分かると思います。

(司会) コンピュータで文字どおり無作為で選んでいます。今おっしゃった年齢構成の点は偶然だと思います。他にも、全員男性だったり、全員女性だったりということもあるので、無作為抽選だということは信用していただきたいと思います。

(6番) 弁護側のことなのですが、検察官が配る資料と比べると分かりにくいのと、特に最終弁論をしゃべっているときに、ずっと下を向いたまま、とても早口で読んでいるだけだったので、資料を目で追いかけて理解しようにも追いつきませんでした。他の裁判員もそういうふうに仰っていたので、ゆっくりしゃべるといふのを意識してほしかったです。

(司会) 裁判員や裁判官に伝えたいという弁護人の意思が感じられなかったという感じでしょうか。

(6番) 検察官は被告人に質問するときも、時折裁判官や裁判員の表情を見ながら質問をしていたのですが、弁護人はそういうことができていなかったのも、裁判員裁判に慣れていないな、配慮ができていないなと思いました。弁護側がもう少し配慮できていたら、変わっていたかもしれません。

(説田弁護士) 6番さんが担当された事件の弁護人は、弁護士会としての共通認識についてまだ御理解いただけていない弁護士がその事件の担当だったのかなという印象はあります。検察庁は組織で対応しているのに対し、弁護士はそれぞれ個人のスタイルがあるのだと思います。でも、最終目的は裁判員に弁護人の主張を分かっただけでなく、裁判員に分かっただけでなく、裁判員につながると考えて努力しています。弁護士会としてはそういう意識を持っているので、改善していけると約束したいと思います。

(司会) これから裁判員になられる方へのアドバイスをお願いします。

(2番) 僕が担当した事件は、他の方のものと違って生々しくなかったのですが、この事件を裁判員でやる意味があったのかなという気もして、外国人が薬物を密輸入したという事件でなぜ裁判員が出て行くのだろう、専門家だけでも

できてしまうのではないかと。アドバイスできることがあるとすれば、量刑で突拍子のないことを言ったとしても、長い裁判の歴史の中で決まってきた範囲の中で終わるよ、という話をするとと思います。

(3番) 僕が関わった裁判でも、途中でリタイアされた方がいました。あまり重く受け止めすぎると、ナイーブな方には辛いと思います。あまり考えすぎないということがアドバイスかなと思います。

(4番) 裁判員になって裁判に向かう前に、希望者だけでもよいので、裁判所の方で裁判の流れについて説明してくれると良いと思います。裁判は毎日行われているから、緊張した状態で裁判所に来るのではなくて、裁判の雰囲気だけでも味わうために一度傍聴することをお勧めしたいと思います。

(5番) もし裁判員に選ばれたら、あまり悩まないことが一番です。悩むなと言われても悩むでしょうが、あまり思い詰める人だと後々ちょっと辛いと思います。深呼吸しながら、間をおいてやるのが良いのではないかと思います。

(6番) 裁判員制度が始まって4年だということですが、今でもあまり浸透していないなと思いました。その中でも守秘義務のことが浸透していなくて、裁判員になったことすら秘密にしなければならないと思っている人も周りにいました。裁判に興味を持ってもらうのは難しいかもしれませんが、新聞で裁判の記事を読むとか、4番さんが言われるように一度裁判所を訪れて傍聴してみるのも良いと思います。

(司会) 漫画になっているパンフレットにも裁判の説明は載っているのですが、実際に裁判を見ないと分からないということもあるのでしょうかね。

(4番) ちょっと分かりにくいというか……。

(司会) 最後に法曹関係者からも一言ずつお願いします。

(齋藤裁判官) たまたまくじで裁判員裁判に関わっていただいて、いろいろ思うところもあったと思いますが、いろいろと教えていただいて、そういうふうに御覧になるんだと気付いたことも多くて、参考になるお話を聴かせていただ

いて、どうもありがとうございました。もし良ければ、職場等にお戻りになった時に裁判員についてのお話をしていただけると、もっと浸透していくと思いますので、よろしく願いいたします。

(天野裁判官) 裁判の進行をする上で、どのようなことが十分でなかったかということが分かりました。まだまだ直して行かなければならないんだと思いました。時間の関係で細かいことまでお聴きできなかったのが残念ですが、私にとっても有意義な時間でした。ありがとうございました。

(猪股検察官) 本日は貴重な御意見をありがとうございました。皆さんがいろいろな思いや、負担の重い中で裁判員裁判をやっていただいたということがよく分かりましたので、なるべくその負担がないように、これからも頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(説田弁護士) いろいろと御意見をいただき、ありがとうございました。耳の痛いお話もあったように思いますが、それを参考にしていきたいと思います。皆さんに裁判員裁判に参加していただくことは、例えば弁護士はどうして犯罪者の弁護をするんだらうという意味を考えていただくきっかけになるのかなと思っています。弁護士としては、そういうことを皆さんに理解していただけるように技術アップをしていかなければいけないと思っていますし、皆さんにも、弁護士というのは単に犯罪者の弁護をするのではなくて、目的があって、最後の砦としてがんばっているということをきちんと伝えて、それをまた、皆さんの周りの人にそういう話をしていただければ、裁判官、検察官、弁護士の役割を御理解いただけるのかなと思っています。法曹の役割について社会に還元していただければ良いのではないかと思います。今日は貴重な御意見をありがとうございました。

(司会) 裁判員裁判に関わっていただいた上に、さらに意見交換会にも御出席いただき、深く感謝いたします。今後の執務に参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。これで本日の意見交換会を終了いたします。

以 上